

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様

V2. 2



財団法人全国地域情報化推進協会

改版履歴

項番	資料番号	改版日	ページ	内容
1	(本資料)	07. 09. 07	P2	表 1 の対象業務ユニット (含名称) を変更 (後期高齢者医療、ひとり親医療)
2	(本資料)	07. 09. 07	P3	表 2 の欄外 (*2) に、健康管理を追記
3	業務 1-2	07. 09. 07	P2	表 1 の業務ユニット概要説明を修正 (後期高齢、乳幼児、ひとり親、健康管理)
4	業務 1-3	07. 09. 07	P2	表 1 の業務ユニット番号一覧のユニット名称を修正 (後期高齢、ひとり親)
5	業務 1-20	07. 09. 07	P3, P6, P7	4 業務ユニット (後期高齢、乳幼児、ひとり親、健康管理) に関する記述を追記
6	業務 1-4	07. 09. 07		4 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親、健康管理) を新規に追加
7	業務 1-5	07. 09. 07		4 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親、健康管理) を新規に追加
8	業務 1-6	07. 09. 07		4 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親、健康管理) を新規に追加。それに伴い、7 業務 (住基、外国人、個人住民税、国保、介護、生保、住登外、財務) を修正
9	業務 1-7	07. 09. 07		4 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親、健康管理) を新規に追加。それに伴い、7 業務 (住基、外国人、個人住民税、国保、介護、生保、住登外、財務) を修正 その他、2 業務 (後期高齢、ひとり親) の名称変更は、全業務シートを修正
10	業務 1-8	07. 09. 07		3 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親) を新規に追加
11	業務 1-9	07. 09. 07		3 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親) を新規に追加
12	業務 1-10	07. 09. 07		3 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親) を新規に追加
14	業務 1-11	07. 09. 07		3 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親) を新規に追加
15	業務 1-13	07. 09. 07		4 業務 (後期高齢、乳幼児、ひとり親、健康管理) を新規に追加
16	(本資料)	08. 01. 29		図 1 を最新版へ更新、表 2 を更新、
17	業務 1-14	08. 01. 29		業務 1-14 「宛名管理サービス定義 (例)」を本仕様から削除 (*1)
18	業務 1-20	08. 01. 29		業務 1-20 「補足事項」については、ガイドライン V1.0 と併合・再整理した結果、業務 1-20 「法改正対応状況と留意事項」へ変更
19	業務 1-21 業務 1-30	08. 02. 12		業務 1-21 「標準仕様記載ルール」、 業務 1-30 「ワンストップサービス分析ドキュメント記載ルール」を本仕様へ追加
20	業務 1-7	08. 02. 12		業務 1-7 「インタフェース仕様」のレイアウトを変更
21	業務 1-11	08. 02. 12		業務 1-11 「WSDL 定義」に、技術標準にて規定した「共通ヘッダ」を追加
22	業務 1-1	08. 02. 15		業務 1-1 「標準仕様の読み方」に、基本的な情報 (識別番号の説明など) を追記
23	(右記参照)	07. 12. 11		業務 1-4、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-13 に、準拠ルールを追記
24	(右記参照)	08. 01. 30		「人事給与」にエントリー機能を追加。「庶務事務」に集計機能を追加。 (業務 1-6 と 1-7 の当該ユニットを修正)
25	(右記参照)	09. 03. 23		法改正 (裁判員制度、個人住民税の年金特徴) へ対応 対象ユニット: 選挙人名簿管理、個人住民税、収滞納管理、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各ユニット
26	(本資料)	10. 03. 30	P2	自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の個別ルールを追加
27	(右記参照)	10. 03. 30		業務 1-1 「標準仕様の読み方」、業務 1-2 「業務ユニット概要説明」、業務 1-3 「業務ユニット番号一覧」、業務 1-21 「標準仕様の記載ルール」、業務 1-30 「ワンストップサービス分析ドキュメント記載ルール」で内容を整理
28	(右記参照)	10. 03. 30		「選挙人名簿管理」に平成 22 年度施行の国民投票に関する記述を追加 (業務 1-4 ～ 1-7 の当該ユニットを修正)
29	(右記参照)	10. 03. 30		「個人住民税」に平成 22 年度法改正対応、社会保険庁廃止対応、確定申告書対応、国税連携に関する記述を追加。 (業務 1-4、1-6、1-7、1-8、1-9 の当該ユニットを修正) 対象ユニット: 個人住民税、年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、乳幼児医療、ひとり親医療の各ユニット

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2. 2

3 0	(右記参照)	10. 03. 30		「国民健康保険」の平成 22 年度法改正対応、非自発的失業者に係る軽減に関する記述を追加。 (業務 1-4、1-6, 1-7、1-13 の当該ユニットを修正)
3 1	(右記参照)	10. 03. 30		「労働基準法の一部を改正する法律」対応に関する記述を追加。 対象ユニット：庶務事務、人事給与の各ユニット
3 2	(右記参照)	10. 03. 30		(業務 1-12) 項目セット辞書で、「時刻情報」外字使用列を追加、及び説明の強化。

(*1)宛名管理サービスは、その実現方法に関しては、管理すべき項目や関連する業務ユニットの範囲が、自治体ごとに多様であると考えられることから、本標準仕様から除くこととした。必要に応じて個別にその実現方法を検討して頂きたい。

目 次

本書の位置づけ	1
自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の個別ルール	2
本書の構成	3

<別添>

資料番号	資料名称
業務1-1	標準仕様の読み方
業務1-2	業務ユニット概要説明
業務1-3	業務ユニット番号一覧
業務1-4	機能一覧
業務1-5	機能構成図(DMM)
業務1-6	機能情報関連図(DFD)
業務1-7	インタフェース仕様
業務1-8	データ一覧
業務1-9	インタフェース一覧
業務1-10	XMLスキーマ
業務1-11	WSDL定義
業務1-12	項目セット辞書
業務1-13	コード辞書
業務1-20	法改正対応と留意事項
業務1-21	標準仕様の記載ルール
業務1-30	ワンストップサービス分析ドキュメント記載ルール

本書の位置づけ

地域情報プラットフォーム標準仕様は、図1にあるように、業務モデル標準、サービス協調技術標準などの仕様と、指針となるガイドラインから構成される。

本書「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」は、業務モデル標準の仕様に位置づけられ、地域情報 PF 仕様準拠の業務ユニットを規定するものである。

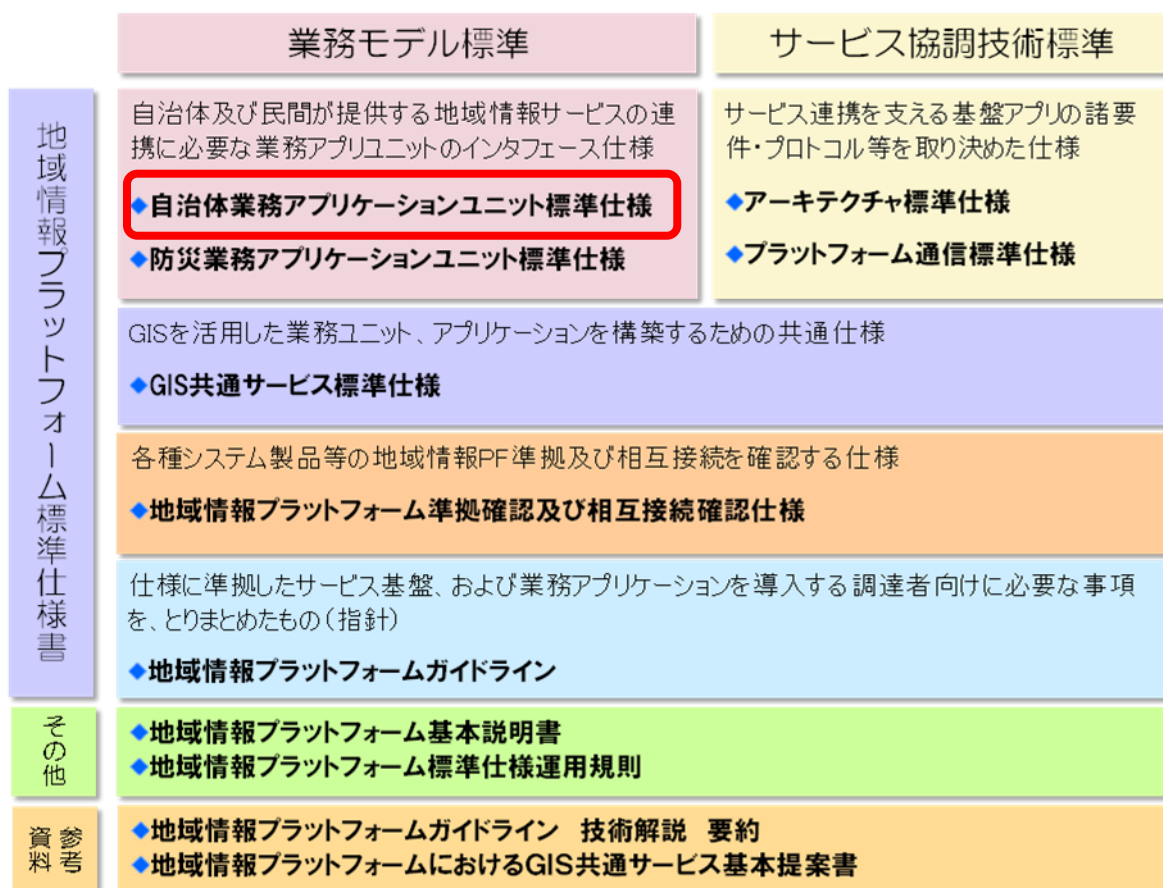


図1 地域情報プラットフォーム標準仕様の体系

※本標準仕様でいう「業務ユニット」および「業務アプリケーションユニット」とは、現在、自治体業務の区分けとして全国的に普及している業務単位のアプリケーションであり、自治体での調達の最小単位を可能とするものを示している。

また、同様に「共通系業務ユニット」とは、上記でいう業務ユニットの中で、複数の業務ユニットから共通的に利用される業務ユニットを指し、業務ユニットの中の1つとして分類されるものである。

なお、業務ユニットの分類と定義の詳細については、「アーキテクチャ標準仕様」を参照されたい。

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の個別ルール

本標準仕様の個別ルールを以下に示す。

1. 「プラットフォーム通信標準仕様」の「3. 2. (7) XML定義のバージョンについて」にあるバージョン文字列について、本仕様 V2.2 に対応するバージョン文字列は「2010-01」とする。
2. 本書は、業務ユニット間の相互接続を保証するため、法改正やその他の要件に伴う改訂を、全ての業務ユニットについて同時に行う。
ユニット個別の改訂は実施しないものとする。最低一ユニットに対して改訂が発生した場合、全ての業務ユニットを含めて全体のバージョン文字列を更新する。
3. 前項の理由から、本書は異なるバージョン間の相互接続を保証しない。
4. 「プラットフォーム通信標準仕様 V2.1」の「3. 2(6) データ項目の設定とXML表現について」に示される「データ項目の必須とオプション」および「データ項目の省略について」に関して本書の方針を以下とする。

本仕様のデータ項目には値の省略可能な項目が存在する。これらは最少出現回数 0 として明示する。

これらの項目は実装として対応が自由(オプション)との意味合いではなく、実装上の対応は必須であるが、業務的に特定の通信メッセージでは項目値が省略となるケースがあることを表す。本仕様におけるデータ項目はすべて実装としての対応は必須である。

なお、値が省略された場合の表現は、

文字列項目 <要素名></要素名> (「データ省略時のXML表現方法」No3 形式*1)

数値項目 タグを省略する (「データ省略時のXML表現方法」No1 形式*1)

を原則とする。

5. 「プラットフォーム通信標準仕様 V2.1」の「7. 1 共通ヘッダで規定するデータ項目」に示される「業務サービス結果情報」は、業務ユニットインタフェースにおける出力メッセージにて必須項目とし、以下の実行結果ステータス情報を提供側業務ユニットが必ずセットする。

業務サービス結果情報(属性:X 桁数 10).....正常	: 0
異常(データ無しを含む)	: 1

6. データの桁は、大桁で規定しているため、データ交換するデータは規定されている桁よりも小さい場合が多い。その際、メッセージを交換時には、項目の説明欄で明示的に指定されている場合を除き、最大桁数に合わせて文字(空白、'0'など)を埋めてはならない。

*1 プラットフォーム通信標準仕様 V2.1-表3. 2. 2. データ省略時のXML表現方法参照

本書の構成

本標準仕様が対象とする業務は、表1に示す通りである。

表 1 対象業務

業務ユニット 番号	対象業務	業務ユニット 番号	対象業務
1	住民基本台帳	16	生活保護
2	印鑑登録	17	乳幼児医療
3	外国人登録	18	ひとり親医療
4	選挙人名簿管理	19	健康管理
5	固定資産税	20	就学
6	個人住民税	21	戸籍
7	法人住民税		
8	軽自動車税	30	住登外管理
9	収滞納管理		
10	国民健康保険		
11	国民年金	50	財務会計
12	障害者福祉	51	庶務事務
13	後期高齢者医療	52	人事給与
14	介護保険	53	文書管理
15	児童手当		

また、本標準仕様は、次ページの内容をその構成とする。

表2 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の構成内容

項番	ドキュメント名	内容	対象業務ユニット	資料番号
1	標準仕様の読み方	項番4～13の標準仕様の読み方をまとめたもの	—	業務1-1
2	業務ユニット概要説明	全業務ユニットの機能概要範囲を記載した一覧表	—	業務1-2
3	業務ユニット番号一覧	各業務ユニットのユニット番号を定義した一覧表	—	業務1-3
4	機能一覧	各業務ユニットが提供する機能を一覧形式にて説明したもの	全業務ユニット	業務1-4
5	機能構成図(DMM)	項番4の機能一覧に従い、各業務ユニットの機能を明示的に階層化し、その構成を表したもの	全業務ユニット	業務1-5
6	機能情報関連図(DFD)	業務ユニット間の情報の相関関係と連携(流れ)を階層単位に示したもの	全業務ユニット	業務1-6
7	インタフェース仕様(*1)	業務ユニット間のデータ連携におけるデータ項目とその入出力状況を明細化したもの	全業務ユニット	業務1-7
8	データ一覧	各業務ユニットが所管するデータにおいて、他の業務ユニットからデータ連携(SOAP呼び出し)にて参照されるものを集約したもの	全業務ユニット(*2)	業務1-8
9	インタフェース一覧	各業務ユニット間にてデータ連携するインタフェース(SOAP呼び出し)を定義したもの	全業務ユニット(*2)	業務1-9
10	XMLスキーマ	項番8のデータ一覧に従い生成したXMLスキーマ	全業務ユニット(*2)	業務1-10
11	WSDL定義	項番9のインタフェース一覧に従い生成した、各業務ユニット間インタフェースのWSDL定義	全業務ユニット(*2)	業務1-11
12	項目セット辞書	各業務ユニット間の連携データ項目において、共通的なリファレンスとなるデータ項目の型を定義した辞書	—	業務1-12
13	コード辞書	各業務ユニット間の連携データ項目において、共通的なリファレンスとなるデータ項目のコードを定義した辞書	—	業務1-13
20	法改正対応状況と留意事項(*3)	本標準仕様における各業務ユニットの法改正への対応状況、および留意事項	—	業務1-20
21	標準仕様の記載ルール(*4)	本標準仕様にて示されているドキュメント(書式)の記載ルールをまとめたもの	—	業務1-21
30	ワンストップサービス分析ドキュメント記載ルール(*5)	ガイドラインV1.0第4.2章「ワンストップサービスの連携定義手順」にて掲載している分析ドキュメント類の記載ルールをまとめたもの	—	業務1-30

(*1)最上位階層のユニットレベルのみ。

(*2)業務ユニット「4. 選挙人名簿管理」、「19. 健康管理」、「20. 就学」、「21. 戸籍」、および「51. 庶務事務」を除く。これら5つの業務ユニットは、他の業務ユニットからデータ連携(SOAP呼び出し)により参照されるデータを所管しないため。

(*3)本標準仕様V1. 5までの「補足事項」は、ガイドラインV1. 0と併合した結果、本標準仕様には、その中の法改正対応状況と留意事項を抜粋して整理したもの。

(*4)新たな業務ユニットの標準仕様を策定するに際しては、本記載ルールに沿って作成して頂くことで、APPLIC標準仕様として統一され、様々な業務ユニットのインタフェース連携の分析・開発等が容易になり得る。

(*5)各自治体にて、ワンストップサービスを検討・構築する際には、本記載ルールとガイドラインV2.1第4.2.2章を参考に、分析ドキュメントを作成して頂き、その事例をAPPLICへフィードバックして頂ければ、今後のワンストップサービスのインタフェースの標準化や普及へつなげるものとする。また、将来的には、自治体間から官民間のサービス連携へと広がることを踏まえ、予め、本資料の記載ルールにて作成しておいて頂くことで、双方(相手方)との連携を検討・分析する際にも有効となり得る。

以 上